

令和 7 年度 歯科口腔健診結果確認業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度 歯科口腔健診結果確認業務

2 業務の目的

大分県後期高齢者医療広域連合歯科口腔健診（以下「健診」という。）を実施した健診実施医療機関（以下「健診機関」という。）から提出された健診票の記載内容を確認することで、健診結果の精度を担保することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 実施場所

大分県後期高齢者医療広域連合事務局内で発注者が指定する場所

5 実施時期

業 務 日 受注者と発注者で協議のうえ、決定する日

業務時間 午前 9 時から午後 4 時まで

6 事業の内容・手順

- (1) 受注者は、業務の開始時間までに実施場所に出向き、健診機関から提出された健診票及び問診票を発注者から預かる。
- (2) 受注者は、発注者が指定する場所において、健診票の空欄、誤記載、整合性がない記載などを確認し修正箇所がわかるようにする。
- (3) 受注者は業務の終了時間が来たら、確認後の健診票、問診票、当日の健診票確認報告書を発注者に提出する。
- (4) 受注者は当該月に行うべき健診票の確認が完了したら、業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。
- (5) 受注者は、検査合格後、委託料を請求するものとする。
- (6) 発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る金額を支払うものとする。

7 委託料

発注者が支払う委託料は、健診票 1 件当たりの契約単価に、確認した健診票の件数を乗じて得た額とする。

（算出された委託料に 1 円未満の端数が出るときは、これを切り捨てた額）

8 その他

- ①本業務に係る個人情報の取扱いは慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払うこととし、業務を通じて知り得た個人情報はいかなる情報も第三者に漏らし
てはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- ②本業務に必要な物品は発注者が準備する。
- ③損害等が発生した場合、受注者は迅速かつ的確に対応し、速やかに発注者に報告する
ものとする。
- ④受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- ⑤この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、決定する。

【参考】

R7 年度の歯科口腔健診

対象者数 52,000 人×目標受診率 14.0%=7,300 人

R7 の月別人数は、R7 想定対象者数に R6 実績の月別割合を乗じて算出する。

1 日処理件数（想定）／1 人を 100 件とする。

月	7	8	9	10	11	12	合計
R6 実績	1,035	581	755	673	560	765	4,369
R7 想定	1,729	971	1,262	1,124	936	1,278	7,300
R7 人数	18	10	13	12	10	13	76